

仙台市定額減税不足額給付金の支給事務に係る実施要綱

(令和7年6月19日財政局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として令和7年度に実施する、仙台市定額減税不足額給付金の支給事務に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 仙台市定額減税不足額給付金（以下「不足額給付金」という。）は、前条の目的を達するために、仙台市長によって贈与される給付金をいう。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による。

- 一 合計所得金額
- 二 同一生計配偶者
- 三 控除対象配偶者
- 四 扶養親族
- 五 所得控除
- 六 青色事業専従者
- 七 事業専従者
- 八 確定申告書
- 九 市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）

(支給対象者)

第3条 不足額給付金の支給対象者は、仙台市長が令和7年度分の個人市民税を課している者（合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる金額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）からハに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）が1万円以上となる者

イ (1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

(1) 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

(2) その者の令和6年分の所得税額として推計した額

ロ (1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下

回る場合には、0とする。)

(1) 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

(2) その者の令和6年度分の個人市町村民税所得割額及び個人道府県民税所得割額又は都民税所得割額を合算した額（以下「個人市県民税等所得割額」という。）

ハ 令和6年度における定額減税補足給付金（以下「当初調整給付金」という。）の金額（当初調整給付金の支給対象者であった場合は、令和6年1月1日時点で住所を有していた市区町村より通知された当初調整給付金の額をいい、当初調整給付金の支給対象者でなかった場合は0とする。）

二 次のイからニに掲げる要件を全て満たす者（仙台市長が令和7年度分の個人市民税を課していない者にあつては、令和7年1月1日時点で仙台市に住所を有する者）

イ その者の令和6年分の所得税額として推計した額及び令和6年度分の個人市県民税等所得割額が0であること。

ロ その者の令和5年及び令和6年の合計所得金額が48万円超又はその者が青色事業専従者若しくは事業専従者であること。

ハ その者が、令和5年度及び令和6年度において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して支給された以下の給付金の支給対象世帯主及び世帯員に該当していないこと。

(1) 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯等に対する給付金

(2) 令和5年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金

(3) 令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯等に対する給付金（令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯等を除く。）

(4) 令和6年度分の市町村民税均等割のみ課税である世帯等に対する給付金（令和5年度分の市町村民税均等割のみ課税である世帯等を除く。）

ニ その者が、当初調整給付金の支給対象者に該当していないこと。

2 前項の支給対象者の要件の細目は、次の各号によるものとする。

一 前項第1号イ(2)及び前項第2号イの規定における令和6年分の所得税額として推計した額は、令和6年分の所得税に係る確定申告書その他の令和6年分の所得税に関する書類及び令和7年度分の個人市民税の算定に用いた所得金額、所得控除の額及びその適用可否の判定基礎となる対象者等の数並びに税額控除の額から推計した額とする。

二 前項第1号イ(2)及び前項第2号イの規定における令和6年分の所得税額として推計した額には、復興特別所得税は含まない。

三 前項第1号イ(2)及び前項第2号イの規定における令和6年度分の個人市県民税

等所得割額は、地方税法附則第5条の8の規定による令和6年度分の特別税額控除の適用前、当該特別税額控除以外の税額控除の適用後の額をいう。

四 前項第2号ロにおいては、令和6年中に仙台市に転入し、住民登録を行ったものは、令和6年度分の個人市町村民税に係る合計所得金額及び令和7年度分の個人市市民税に係る合計所得金額がいずれも48万円以下であっても、令和7年度分の個人市市民税の課税上、青色事業専従者又は事業専従者となっている場合は、令和6年度は青色事業専従者又は事業専従者と推定する。

(支給額)

第4条 前条第1項第1号に掲げる支給対象者に支給する不足額給付金の金額は、同号イ及びロに掲げる金額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ハに掲げる金額を差し引いて得た額とする（当該額が0を下回る場合には、0とする。）。

2 前条第1項第2号に掲げる支給対象者に支給する不足額給付金の金額は、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し、仙台市長が令和7年度分の個人市市民税を課している者については、3万円とする。

3 前各項に掲げる額の算定は、令和7年6月20日（以下「事務処理基準日」という。）を基準として実施する。

4 事務処理基準日から令和7年10月31日までの間に、令和6年度分の個人市町村民税若しくは令和7年度分の個人市市民税に係る課税情報に修正があること又はそれに類する事実が確認できる場合、前3項に基づき算定した額を修正することができるものとする。

(確認書等の通知)

第5条 仙台市長は次の表の左欄に掲げる者（第6条第4項の規定による申請を行った者を除く。）に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による通知を行う。

第3条第1項第1号に掲げる支給対象者のうち、公的給付支給等口座登録者（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項の規定による登録を受けた預貯金者をいう。）及び仙台市が当初調整給付金又は不足額給付金の支給を行った者	別紙様式第1号「仙台市定額減税不足額給付金 支給のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）
上記以外の第3条に掲げる支給対象者	別紙様式第2号「仙台市定額減税不足額給付金 支給確認書」（以下「確認書」という。）

(手続)

第6条 仙台市長から前条の通知を受けた者のうち、次の表の左欄に掲げる支給対象者は、それぞれ次の表の中欄に掲げる期限までに、仙台市長に対し同表の右欄に掲げる手続を行うものとする。

お知らせの通知を受けた者のうち受給の辞退を希望する者	仙台市長が別に定める日	受給の辞退の申出
お知らせの通知を受けた者のうち振込先金融機関の変更を希望する者	仙台市長が別に定める日	振込先金融機関変更の申出
確認書の通知を受けた者	令和7年10月31日	確認書（提出用・B面）の提出

2 仙台市長から確認書の通知を受けた者は、前項の規定に関わらず、令和7年10月31日までに国が整備する電子申請システムを使用し、不足額給付金に関する申請（以下「オンライン申請」という。）を行うことができるものとする。

3 第1項に掲げる手続の細目は、次の各号によるものとする。

一 仙台市長から前条の通知を受けた者のうち第1項の確認書（提出用・B面）の提出を行うものは、提出に際し、次のイ及びロに掲げる必要書類を添付しなければならない。

イ 提出者の本人確認書類の写し

ロ 振込先金融機関及び口座が確認できる通帳等の写し

二 仙台市長は、お知らせを送付した者から、仙台市長が別に定める日までに受給の辞退又は振込先金融機関変更の申出がない場合、当該者に対する不足額給付金の支給を決定するものとする。

三 仙台市長は、お知らせを送付した者から、仙台市長が別に定める日までに振込先金融機関変更の申出がなされた場合には、振込先金融機関確認後に当該者に対する支給を決定するものとする。

四 仙台市長は、確認書を送付した者から、令和7年10月31日までに確認書（提出用・B面）の提出又はオンライン申請があった場合、当該者に対する不足額給付金の支給を決定するものとする。ただし、不足額給付金の支給を辞退する旨の申出があった場合を除く。

五 仙台市長は、令和7年11月1日以降においては、確認書（提出用・B面）の提出又はオンライン申請の受付を行わないものとする。

4 不足額給付金の額に疑義のある者及びこれに類する者であって追加での不足額給付金の支給を受けようとする者又は新たに不足額給付金の支給を受けようとする者は、令和7年10月31日までに、仙台市長に対し、次の各号のいずれかにより申請を行うものとする。

一 別紙様式第3-1号「仙台市定額減税不足額給付金の申請書【不足額給付金

(1)】」又は別紙様式第3-2号「仙台市定額減税不足額給付金の申請書【不足額給付金(2)】」(以下「申請書」という。)の提出

二 仙台市が整備する電子申請システム(「せんだいオンライン申請サービス」)を使用した不足額給付金に関する申請

5 前項に掲げる手続の細目は、次の各号によるものとする。

一 前項の申請を行う者は、その申請に際し、仙台市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

二 仙台市長は、前項に掲げる者からの申請受付を行った場合、申請内容及び前号に規定する仙台市長が必要と認める書類に基づき、当該者に対する追加での不足額給付金の支給決定を行うものとする。

三 仙台市長は、令和7年11月1日以降においては、前項の申請受付を行わないものとする。

(代理による確認書の提出等)

第7条 次の各号に掲げる者は、支給対象者の代理人として、前条の規定を準用し手続を行うことができるものとする。

一 支給対象者の同一世帯の親族及び支給対象者とパートナーシップを形成している者

二 支給対象者の親権者、未成年後見人、成年後見人又は代理権付与の審判がなされた保佐人若しくは補助人(以下「法定代理人」という。)

三 支給対象者の任意代理人

2 次の表の左欄に掲げる代理人が手続を行うときは、代理人欄及び代理人氏名を記入し、それぞれ同表の右欄に掲げる書面の写し等を提出又は提示しなければならない。

同一世帯の親族	一 同一世帯の親族であることを証する書面 (仙台市外に居住している場合に限る) 二 代理人の本人確認書類
支給対象者とパートナーシップを形成している者(「仙台市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」(令和6年11月25日市長決裁)に基づく宣誓を行っている者)	一 パートナーシップ宣誓書受領証カード又はパートナーシップ宣誓書受領証 二 代理人の本人確認書類
法定代理人	一 法定代理人であることを証する書面 二 代理人の本人確認書類
任意代理人	一 支給対象者からの委任状 二 代理人の本人確認書類

(不足額給付金の支給)

第8条 仙台市長は、第6条の規定により支給決定をしたときは、速やかに支給対象者に対し不足額給付金を支給する。また、同条第3項第4号又は第5項第2号の規定により支給を決定した場合、支給に併せて通知を行う。

2 前項の規定による不足額給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

一 仙台市長があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込む方式

二 申請者から申出のあった金融機関の口座に振り込む方式

三 仙台市長が窓口にて現金を交付又は現金書留により現金を支給対象者に送付することにより支給する方式

3 仙台市長は、前2項による不足額給付金の支給実施に際し、確認書（提出用・B面）の記載又はオンライン申請内容に不備等があり、給付金の振込ができない場合、支給対象者又は支給対象者の代理人に対し、市長が別に定める日までに不備等の補正を求める。

4 仙台市長は、前項の規定による不備等の補正が行われなかった場合、支給対象者に不足額給付金の支給を行わないものとする。

(支給対象者の死亡)

第9条 支給対象者が第5条に定める通知の送付日までに死亡した場合、不足額給付金の支給は行わないものとする。

2 仙台市長から確認書の通知を受けた者が、第6条第1項に規定する期限までに同項に規定する手続き又は同条第2項の申請を行うことなく死亡した場合、不足額給付金の支給は行わないものとする。

3 仙台市長から確認書の通知を受けた者が、第6条第1項に規定する期限までに同項に規定する手続き又は同条第2項の申請を行った後に死亡した場合、当該者の法定相続人に対し不足額給付金の支給を行うものとする。

4 第6条第4項の申請を行った者が当該申請日以後に死亡した場合において、当該申請が第3条に規定する支給対象者のものと認められる際は、当該者の法定相続人に対し不足額給付金の支給を行うものとする。

5 支給対象者の法定相続人が不足額給付金の支給を受けるに際しては、仙台市長に対し、次のイからハに掲げる書類を提出しなければならない。

イ 提出者の本人確認書類の写し

ロ 振込先金融機関及び口座が確認できる通帳等の写し

ハ 提出者が支給対象者の法定相続人であることを確認できる書類の写し

6 支給対象者の法定相続人に対する不足額給付金の支給に際しては、第8条の規定

を準用する。

(不足額給付金の支給等に関する周知等)

第10条 仙台市長は不足額給付金の支給実施にあたり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(不足額給付金の返還)

第11条 仙台市長は、偽りその他不正の手段により不足額給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った不足額給付金の返還を求めることができる。

2 仙台市長は、不足額給付金の支給を受けた者から不足額給付金を返還したい旨の申出があった場合、当該申出を受けることができるものとする。

(遅延損害金)

第12条 前条又はその他の理由により、不足額給付金の返還を求められた者が、定められた期日までに当該給付金を納付しないときは、当該期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、その未払額について年3パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を遅延損害金として仙台市に納付しなければならない。

2 前項の場合において、計算した遅延損害金の金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。